の符号Cの数、同号(一)(4)算式の符号Dの数、同号(一)(4)算式の符号Eの数、同号(二)(2)算式の符号Cの数、同号(二)(3)算式の符号Dの数及び同号(二)(4)算式の符号Eの数については、次に定めるところによつて算定するものとする。

(一)　第十一条第一項第一号(一)(1)算式の符号Aの数は、各市町村の平成二十七年人口集中地区人口と各市町村の国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口集中地区人口（以下この条において「平成二十二年人口集中人口」という。）に当該団体の平成二十七年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数に、当該数を平成二十七年人口で除して得た率（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が〇・八〇未満となる市町村にあつては一・〇〇を、当該率が〇・八〇以上一・〇〇未満となる市町村にあつては一・〇五を、当該率が一・〇〇となる市町村にあつては一・一〇をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

(二)　第十一条第一項第一号(一)(2)算式の符号Bの数は、当該数と平成三十年改正前の省令第十一条第一号(一)(2)算式の符号Bの数に一・〇〇二を乗じて得た数（小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。

(三)　第十一条第一項第一号(一)(2)算式の符号Cの数は、全宅地の平均価格と平成二十四年度分の全宅地の平均価格（平成二十四年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている宅地の決定価格の総額を宅地の総地積で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下この条において同じ。）に〇・八五〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数を三四、五九九円で除して得た率に一〇〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、平成二十九年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている宅地の評価総地積が十平方キロメートル以上の市町村で、商工住宅地区の宅地の平均価格を全宅地の平均価格で除して得た数（小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が一・五以上二・〇未満となるものにあつては一・二五を、当該除して得た数が二・〇〇以上となるものにあつては一・五〇を、その他の市町村にあつては一・〇〇をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

(四)　第十一条第一項第一号(一)(4)算式の符号Dの数は、当該数と平成三十年改正前の省令第十一条第一号(一)(4)算式の符号Dの数に一・〇二一を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。

(五)　第十一条第一項第一号(一)(4)算式の符号Eの数は、平成二十七年人口から昼間流出人口を控除し(四)の規定によつて算定した数を加えた数を平成二十七年人口で除して得た率（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が一・〇〇未満の市町村にあつては、一・〇〇から当該率を控除した率に一六七を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、その他の市町村にあつては零とする。

(六)　第十一条第一項第一号(二)(2)算式の符号Cの数は、当該数と平成三十年改正前の省令第十一